

安全で安心なまちづくり条例の制定について

条例制定の背景

- 本市における犯罪の認知件数は、平成15年から18年にかけて減少傾向にあったが、平成19年に増加し、暫定値で1,370件（対前年比：179件、15%増）となった。特に日常生活に身近な犯罪である窃盗犯の件数が伸びており、全刑法犯認知件数の8割近くを占めている。また、全国的な傾向として、子どもやお年寄りなど社会的弱者を標的とする凶悪犯罪や知能犯など、犯罪の多様化、複雑化が進行している。
- 市内の交通事故発生件数はこの数年で減少してきているものの、平成19年は、死者、傷者ともに増加に転じ、死者10人のうち5人は高齢者となっている。また、平成19年の人口10万人以上の都市の交通事故に係る死者数（人口10万人当たり）は11月末現在、全国でワースト7位、県内でワースト1位と不名誉な位置付けにある。
- 平成19年3月に策定された「掛川市総合計画」においては、防災危機管理分野の主要課題として多様化している犯罪への対応と交通安全への取り組みを掲げており、地域全体の協力、市民一人ひとりの自覚と責任を求めている。
- 静岡県防犯まちづくり条例が平成16年4月1日施行され、県においても防犯施策の充実を図っている。また県内42市町のうち17市町が防犯条例を制定済みであり、そのうち交通安全も織り込まれているものは2市となっている。
- これらの情勢において、警察や行政のみで市内全域の安全を維持するには限界があり、防犯と交通安全をまちづくりの視点で取り組み、市民総ぐるみで推進することが必要不可欠である。

（参考）犯罪・交通事故件数（過去5年間）

区分		年次				
		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
犯 罪 件 数		1,929	1,798	1,532	1,191	1,376
交通事故	件 数	1,167	1,158	1,106	1,029	1,017
	傷者数	1,492	1,528	1,445	1,330	1,360
	死者数	12	11	9	7	10

条例の趣旨

- 本条例は、日常生活の身近に存在し、子どもからお年寄りまで誰でも無理なく継続して取り組むことができ、ちょっとした心がけで被害を未然に防げる「犯罪」と「交通事故」の防止を安全・安心の範囲とし、安全で安心なまちづくりに関し、基本となる理念や取組の基本事項を定めたものである。
- 本条例の制定を契機に、従来にも増して、市民、事業者、自治組織などによる自主的防犯活動や交通安全運動が全市的な取組として定着し、推進されることにより、市民総ぐるみで犯罪と交通事故が起これにくい、生涯学習都市にふさわしく安全で安心な地域社会を実現したい。

【裏面に続く】

主な内容（概要）

1 基本理念

- ・安全で安心なまちづくりは、身の回りの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという意識と、人と人とのつながりを大切にし共に支え合うという意識を基本として推進されなければならない。
- ・安全で安心なまちづくりは、市と市民等との適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。
- ・安全で安心なまちづくりは、犯罪や交通事故の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。
- ・安全で安心なまちづくりは、学校等に通学する児童等、犯罪又は交通事故の被害者、高齢者、障害のある人等に配慮して推進されなければならない。

2 市の責務

- ・市は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。
- ・市は、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策の策定及び実施に当たっては、警察その他の関係機関と連携を図るものとする。

3 市民の責務

- ・市民は、基本理念にのっとり、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

4 事業者の責務

- ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、市民の安全を確保するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

5 自治組織の責務

- ・自治組織は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域の安全を高める取組を地域の実情に応じて自主的に行うとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

6 推進体制の整備

- ・市は、市民等と協働し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備するものとする。

7 自主的な活動の支援

- ・市は、地域における安全で安心なまちづくりが促進されるよう、市民等が行う犯罪及び交通事故の防止のための自主的な活動に対し、必要な助言その他必要な支援を行うものとする。

8 生活環境の整備

- ・市は、市民等と協働して、犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備に努めるものとする。